

高等技能訓練促進費給付事業(生活費の支援) 自立支援教育訓練給付事業(学費の支援)

就職に有利な資格、取得していませんか？

福山市ネウボラ推進課では、看護師、介護士、保育士など「就職に有利な資格」の取得を考えているひとり親(20歳未満の子どもを養育している、母子家庭の母・父子家庭の父)のみなさんを応援しています！

資格を取得しより良い条件で就職したい、けど、学校に通っている間の「生活費」や「学費」が心配……と悩まれていますか？

一定の条件を満たせば、「生活費」や「学費」の一部を市が負担します。

詳しくは、福山市ネウボラ推進課までご相談ください。

高等技能訓練促進費給付 事業(生活費の支援)

各月払い

高等技能訓練促進給付事業とは？

ひとり親家庭の親の自立とその扶養する児童の福祉の向上を目的とする事業です。

具体的には、ひとり親(母子家庭の母・父子家庭の父で現に子どもを扶養している人)の方の修業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する期間、一定の条件を満たす方に生活費を支援する制度と、修業期間修了後、入学支援修了一時金を支給する制度があります。

1 対象者

○ 次の要件をすべて満たす人がこの制度の対象者となることができます。

- (1) 市内に住所を有しているひとり親家庭の親(※)であること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
(所得水準を超えても、その後1年間に限り対象者とします)。
- (3) 養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人であること。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であり、資格取得後の就業が認められる人であること

※母子家庭の母又は父子家庭の父で婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人は含みません。

○上記の要件を満たしていても次の(1)～(3)にいずれかに該当する人は対象になりません。

- (1) 過去にこの訓練促進費を受給したことがある人
- (2) 過去に不正に訓練促進費を受給したとして訓練促進費の返還を求められ、又は刑罰に処せられたことがある人
- (3) 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支給給付金等、高等技能訓練促進給付費と趣旨を同じくする給付金等を受給している

2 対象資格

- この制度の対象となる資格は、次のとおりです。
 - (1) 看護師
 - (2) 介護福祉士
 - (3) 保育士
 - (4) 理学療法士
 - (5) 作業療法士
 - (6) 准看護師
 - (7) 歯科衛生士
 - (8) 美容師
 - (9) 製菓衛生師
 - (10) 調理師
 - (11) シスコシステムズ認定資格
 - (12) L P I 認定資格
 - (13) その他市長が認める資格

3 支給期間・支給額等

- 原則として、修業する期間に相当する全期間（上限4年）となります。
- 申請のあった日の属する月以降各月において支給されます。
- 入学支援修了一時金については、修業期間の修了後の1回のみ支給されます
- 支給対象者及び同一世帯に属する人の課税状況によって支給額が決まります。

①	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
高等技能訓練促進給付金 (修業する期間の最後の1年)	月額10万円 (月額14万円)	月額7万500円 (月額11万500円)

②	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
入学支援修了一時金	5万円	2万5,000円

養成機関を修了した日以後30日以内に申請する必要があります。

- ※①を受給し、養成機関を修了した方で、修業開始日及び修了日において受給要件を満たしている場合のみ受給できます。
- ※①を受給し准看護師養成機関を修了する方が、引続き、看護師資格を取得するため、養成機関で修業する場合は、看護師養成機関の終了日以降に受給できます。

4 注意事項

- (1) 休学等により資格取得の見込みがなく、かつ月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合にはその月についての訓練促進費は支給されません
- (2) 高等技能訓練促進給付金の支給は、一人につき1資格のみです
- (3) 雇用保険の失業給付等「生活費」の補填を目的とした制度との併用はできません
- (4) 高等技能訓練促進給付金と同時に利用できない奨学金等もございますので、必ず事前にご相談ください。

自立支援教育訓練給付金 事業(学費の支援)

後払い

自立支援教育訓練給付金事業(学費の支援)とは？

ひとり親家庭の親の自立を図り、その扶養する児童の福祉の向上を目的とする事業です。
具体的には、ひとり親(母子家庭の母・父子家庭の父で現にこどもを扶養している人)の方の主体的な能力開発の取組を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合、一定の条件を満たす方に学費を支援する制度です。

1 対象者

○ 次の要件をすべて満たす人がこの制度の対象者となることができます。

- (1) 市内に住所を有しているひとり親家庭の親
- (2) 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている人
- (3) 支給を受けようとする方の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、受講しようとしている教育訓練が適職につくために必要であると認められる人

※母子家庭の母又は父子家庭の父で婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人は含みません。

○ 上記の要件を満たしていても次の(1)～(2)にいずれかに該当する人は対象になりません。

- (1) 過去にこの教育訓練給付金を受給したことがある人
- (2) 過去に不正に教育訓練給付金(雇用保険法による教育訓練給付金を含む)を受給したとして教育訓練給付金の返還を求められ、又は刑罰に処せられたことがある人

2 対象となる講座

○雇用保険制度の「一般教育訓練」「特定一般教育訓練」「専門実践教育訓練」の指定講座が対象です。

●該当資格例●

看護師、准看護師、介護福祉士、理美容師、保育士、調理師、歯科衛生士、社会福祉士、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士、言語聴覚士、製菓衛生士、キャリアコンサルタント、管理栄養士 など

※対象講座は厚生労働省のHPで確認できます
「教育制度給付制度検索システム(右の二次元コードを読み込んでください)」で検索



厚生労働省 HP
「教育訓練給付制度」



3 支給時期・支給額等

○支給時期は、対象となる講座修了後に申請に基づき支給します。

○支給対象経費は、入学料（対象教育訓練費の受講開始に際し、その教育訓練施設に納付する入学金または登録料）及び受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代及び教材費（ソフトウェア等教材費）の合計額（消費税含む））となります。

【注意】

◇対象経費であっても支給申請時点で教育訓練施設に対して未納となっている場合は対象となりません。

◇対象経費に割引制度などが適用されたときは、割引後の額が対象経費となります。

次のような経費は、対象経費となりません。

- ① 検定試験の受講料
- ② 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- ③ 教育訓練の補講日
- ④ 教育訓練施設が実施する各種行事参加に係る経費
- ⑤ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
- ⑥ 受講のための交通費及びパソコン、ワープロ等の器機材等の購入費
- ⑦ クレジットカードによる支払に係る手数料

◆雇用保険非該当者◆

（受講開始日現在において、雇用保険制度の教育訓練給付制度を利用できない人）

教育訓練の区分	支給額	支給上限額
一般教育訓練	教育訓練経費の60%	20万円
特定一般教育訓練		
専門実践教育訓練	教育訓練経費の85%	40万円×修学年数 (上限4年)
受講終了後、1年以内に資格取得・就職した場合		

※支給額が1万2,000円を超えない場合は申請できません

◆雇用保険該当者◆

（雇用保険制度の教育訓練給付金制度の支給を受けられる人）

雇用保険の教育訓練給付金支給額を差し引いた額を支給します（次頁以降参照）

ただし、その額が1万2,000円を超えない場合は申請できません

※雇用保険制度の教育訓練給付金が支給対象か否かについては、ハローワークで確認が必要です

4 注意事項

- (1) 自立支援教育訓練給付金の支給は、一人につき1資格のみです
- (2) 自立支援教育訓練給付金と同時に利用できない奨学金等もごさいますので、必ず事前にご相談ください。
- (3) 養成機関の受講開始後にこの制度の申請をすることはできません。

5 雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がある方

教育訓練給付金のすべての支給額が確定した後、自立支援給付金の支給申請可能となります。市への申請期限は、教育訓練給付金（ハローワークでの支給額）が確定してから30日以内です。

●支給内容

【一般教育訓練】

ハローワークで教育訓練経費の20%の支給（上限10万円）を受けた後、市から教育訓練経費の60%（上限20万円）との差額分を支給します。

〈例：教育訓練経費が10万円の場合〉

	教育訓練給付金 (HW)	自立支援給付金 (市)	合計
受講修了	2万円 〈10万円×20%〉	4万円 〈10万円×(60-20)%〉	6万円

【特定一般教育訓練】

ハローワークで教育訓練経費の40%の支給（上限20万円）を受け、訓練修了後1年以内にその訓練に係る資格を取得し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、ハローワークから教育訓練経費の10%が追加支給（上限5万円）されます。ハローワークからの支給額確定後、市から教育訓練経費の60%（上限20万円）との差額分を支給します。

〈例：教育訓練経費が10万円の場合〉

	教育訓練給付金 (HW)	自立支援給付金 (市)	合計
受講修了のみ	① 4万円 〈10万円×40%〉	2万円 〈10万円×(60-40)%〉	6万円
1年以内に資格取得・就職した場合	上記①+1万円 〈10万円×(40+10)%〉	1万円 〈10万円×(60-50)%〉	6万円

【専門実践教育訓練】（次頁を参照してください）

ハローワークで教育訓練経費（入学料+受講料）の50%（年間上限額40万円）が給付されます。

訓練修了後1年以内にその訓練に係る資格を取得し、雇用保険の被保険者となる就職をした場合は、ハローワークから教育訓練経費の20%（年間上限16万円）が追加給付されます。

その後、上記資格取得・就職に加えて、就職から1年以内に任意の6か月間の給料を比較して5%以上上昇した場合は、ハローワークから教育訓練経費の10%（年間上限8万円）が追加給付されます。

ハローワークからの支給額確定後、市から教育訓練経費の60%または85%との差額分を支給します。

(参考)支給のための達成条件・申請順序等

教育訓練給付金は、雇用保険制度からの支給が優先となります。

条件①②③をそれぞれ達成された際は、必ず先にハローワークへ支給申請を済ませてください。また、条件②③が達成できなかった際にも、ハローワークへ支給申請を行い、追加給付の不支給決定を受けてください。

福山市（ネウボラ推進課）への申請は、ハローワークでの支給額が確定した日から30日※以内に行ってください。（遅延した場合は、申請受付できません。）

条件①～③すべての達成/未達成が確定（支給・不支給決定）するまで、福山市へ申請いただくことはできません。

※優先※

①～③の条件を達成するごと/未達成判明時にハローワークへ支給申請

条件確認期間	支給のための達成条件		ハローワーク (教育訓練給付金)	福山市 (自立支援教育訓練給付金)	
			支給割合	支給割合 (権利発生)	差額割合 (実支払い)
講座 修了時▶	条件①	講座修了	50%	60%	10% (60-50)%
受講修了日後 1年以内	条件② (1)	資格取得	—	—	—
	条件② (2)	就職	+20%	+25%	15% (85-70)%
就職等から 1年間	条件③	講座受講前後の任意の 6か月間の賃金を比較 して5%以上上昇	+10%	—	5% (85-80)%
	合計支給割合		50～80%	60～85%	5～35%

支給割合は条件①～③達成状況により変動

※条件①～③の達成状況により、次のとおり場合分けされます。

- (1)条件①②③の全てを達成できた場合：条件③に係るハローワークからの支給決定日
- (2)条件②③を達成できなかった場合：達成できなかった条件にかかる不支給決定日

注意してください

次のいずれかが判明したときは、支給決定を取り消し、不正に受給した金額の全額を返還していただくとともに、詐欺罪として刑罰に処せられることがありますので、十分注意してください。

- (1) 高等技能訓練促進給付金において、支給申請時に取得しようとした資格と実際に受講した資格が異なっている場合
- (2) 教育訓練給付金において、指定講座と実際に受講した講座が異なっている場合
- (3) 虚偽その他不正により給付金の支給を受け、または受けようとした場合
- (4) 受給資格変更及び喪失の届出を怠ったことにより不正に給付金の受給を受けた場合

お問合せやご相談はこちらまで

〒720-8636

福山市元町1番1号 天満屋福山店7階
福山市保健福祉局ネウボラ推進部ネウボラ推進課
(親子支援担当) ☎ (084) 928-1162